

水田活用の直接支払交付金における 5 年水張りルールの変更について

水田政策を、令和 9 年度から根本的に見直します。水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金（水活）を、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換します。

このため、令和 9 年度以降、「5 年水張りの要件」は求めません。

※ 現行水活の**令和 7 年度、8 年度の対応として**、水稻を作付け可能な田について、**連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても、交付対象とします。**

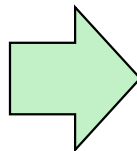
（食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）に位置づけられています。）

現行の「水田活用の直接支払交付金」におけるルールの変更内容

現行ルール

令和 4 ～ 8 年度の間に、

- 水稻作付 又は
- 1 か月以上の湛水管理
(かつ、連作障害による収量低下等の発生が確認されていないこと)



変更後ルール

令和 4 ～ 8 年度の間に、

- 水稻作付 又は
- 1 か月以上の湛水管理 又は
- 連作障害を回避する取組
(令和 7 年度又は 8 年度)

※ 令和 4 ～ 6 年度に、水稻作付又は 1 か月以上の湛水管理に取り組んだ場合は、令和 7 年度又は 8 年度の連作障害回避の取組は必須ではありません。

※ 1 か月以上の湛水管理を実施した場合、連作障害による収量低下が発生していないことの確認は求めないこととします。